

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：あおぎり協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 山下 浩幸
- (3) 所在地：広島県広島市中区鶴見町 2 番 19 号 9 F

2 処分内容

技能実習法第 36 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 1 月 26 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

認定計画に従って適切な入国後講習を実施していないことから、技能実習法第 39 条第 3 項の規定に従い業務を実施していないと認められたため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社ウォーキン
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 金子 寿男
 - (3) 所在地：福島県石川郡石川町字石田 15 番地 7

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）
 - 令和2年2月5日「認 1904081127」
 - 令和3年11月4日「認 2104024559」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和6年1月26日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：合名会社グリーンダック
- (2) 代表者職氏名：代表社員 加藤 文枝
- (3) 所在地：福島県田村市滝根町神俣字関場 110-1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（26 件）

- 令和元年 7 月 16 日 「認1902004175」
同年 8 月 15 日 「認1902005504」 「認1902005505」 「認1902005506」
令和 2 年 5 月 21 日 「認2002001097」 「認2002001098」 「認2002001099」
同年 7 月 7 日 「認2002003399」 「認2002003400」 「認2002003401」
同年 7 月 29 日 「認2002003984」 「認2002003985」 「認2002003986」
同年 9 月 10 日 「認2002004008」 「認2002004009」 「認2002004010」
令和 3 年 11 月 11 日 「認2102004112」 「認2102004113」
令和 4 年 1 月 11 日 「認2102004779」 「認2102004780」 「認2102004781」
「認2102004782」
同年 11 月 29 日 「認2202002424」 「認2202005621」
同年 11 月 30 日 「認2202003012」 「認2202003013」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 6 年 1 月 26 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社匠建設
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 川口 信之
 - (3) 所在地：福岡県小郡市三沢 997 番地 7

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）

令和 2 年 7 月 14 日 認定「認2012002095」「認2012002096」
令和 3 年 12 月 14 日 認定「認2112003852」「認2112003853」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 6 年 1 月 26 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号(同法第 9 条第 6 号)に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社中讃興業
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 白石 大介
 - (3) 所在地：香川県高松市国分寺町福家甲 2884-2

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（9件）

令和元年11月15日認定	「認1910004213」	「認1910004214」	「認1910004215」
令和2年11月19日認定	「認2010003466」	「認2010003467」	「認2010003468」
令和4年5月27日認定	「認2210000309」	「認2210000310」	「認2210000311」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和6年1月26日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号(同法第9条第6号)に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社フレンズ
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 加藤 義之
 - (3) 所在地：福島県田村郡小野町大字皮籠石字寺脇3番地1

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）

令和2年2月6日「認1902012502」
同年7月7日「認2002003402」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和6年1月26日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。